



## 刑事弁護の報酬について (想定事例による解説)

2017/12/13

### 1 事例 1

ご相談者様のお子様（成人）が酔った勢いで人を殴ってけがをさせたために、長岡警察署に逮捕されてしまった  
直ちに弁護人に選任されて、ご本人と接見（面会）して事実関係を確認し、被害者の方へ謝罪と弁償を行い、検察官に対して勾留請求をしないよう申し入れたことで、勾留請求はされず釈放されました

→ 弁護士報酬 合計 600,000円

#### 内訳

##### ① 着手金

基本 300,000円

被害弁償示談交渉 0円

\* 被害弁償は処分に大きく影響する事情であり、そのために着手金を頂くことはしていません。

検察官への申し入れ 0円

\* 当事務所では、早期の身体拘束からの解放は、刑事弁護の基本であると考えており、そのために別途着手金を頂くことはしていません。

##### ② 日当

移動時間片道30分以内 0円

\* 接見（弁護士との面会）は、刑事弁護でもっとも重要な活動です。接見について回数を制限することはありません。遠距離移動の場合にのみ日当を頂いております。

##### ③ 報酬金

不起訴 300,000円

## 2 事例 2

ご相談者様の息子さん（成人）が、スーパーでの万引き（窃盗罪）で、南魚沼警察署に逮捕されてしまった。直ちに弁護人に選任されて、ご本人と接見（面会）して事実関係を確認し、被害店舗に謝罪と弁償を申し出ましたが、厳重な処罰を求めるとして弁償の受け取りを拒否されました。加えて、以前にも万引きで逮捕されたことがあったため、勾留されてしまいました。弁護人は勾留に対する準抗告（不服申立）を行いました。棄却されました。その後もご本人と接見（面会）して、取り調べへの対応をアドバイスしました。被害店舗はどうしても弁償の受け取りを拒否することだったのであったため、弁護人は被害店舗への弁償金を供託し、謝罪と弁償に関する経緯を検察官に報告するとともに、勾留延長を請求しないよう申し入れました。その結果、10日間の勾留で罰金20万円の略式命令となり釈放されました。

→ 弁護士報酬      合計 550,000円

### 内訳

#### ① 着手金

基本 300,000円

勾留決定に対する準抗告 0円

\* 当事務所では、早期の身体拘束からの解放は、刑事弁護の基本であると考えており、そのために別途着手金を頂くことはしていません。

被害弁償示談交渉 0円

被害弁償金の供託 0円

\* 被害弁償は処分に大きく影響する事情であり、そのために別途着手金を頂くことはしていません。

#### ② 日当

移動時間片道 61分以上90分以下 20,000円

3回の接見と被害弁償の申し入れ 2回

20,000円 × 5回 = 100,000円

\* 接見（弁護士との面会）は、刑事弁護でもっとも重要な活動です。接見について回数を制限することはありません。



遠距離移動の場合にのみ日当を頂いております。

③報酬金

略式命令 150,000円

### 3 事例 3

ご相談者様の息子さん（成人）が、覚せい剤の自己使用で、柏崎警察署に逮捕されてしまった  
直ちに弁護人に選任されて、ご本人と接見（面会）して事実関係を確認し、精神的に動揺しておられたご本人に取り調べへの対応をアドバイスしました。接見禁止命令が付されていたことから、息子さんもご両親も面会したいと希望されたことから、接見禁止命令に対する不服申立を行い、ご両親だけは面会できるようになりました。起訴される可能性が高いと判断して、起訴前から保釈の準備活動に着手しました。20日間勾留された後、起訴されました。起訴されて直ちに保釈を請求し、保釈が許可されて釈放されました。裁判では、ご本人の薬物への依存度は高くないことを主張し、保釈後の生活状況が良好であったことなどをアピールし、ご両親の監督も期待できると主張し、執行猶予付きの有罪判決で終わりました。

→ 弁護士報酬 合計 1, 050, 000 円

#### 内訳

##### ① 着手金

基本 300, 000 円

接見禁止決定に対する準抗告 0 円

\* 当事務所では、早期の身体拘束からの解放は、刑事弁護の基本であると考えており、そのために別途着手金を頂くことはしていません。

##### ② 日当

移動時間片道 31 分以上 60 分以下 10, 000 円

5 回の接見

\* 接見（弁護士との面会）は、刑事弁護でもっとも重要な活動です。接見について回数を制限することはありません。遠距離移動の場合にのみ日当を頂いております。

##### ③ 報酬金

接見禁止決定の一部解除認容 100, 000 円

##### ④ 追加着手金

基本 150,000円

\* 起訴後に選任された場合には300,000円ですが、被疑者段階から継続の場合には150,000円となります

⑤ 保釈着手金 0円

\* 当事務所では、早期の身体拘束からの解放は、刑事弁護の基本であると考えており、そのために別途着手金を頂くことはしていません。

⑥ 日当

移動時間片道31分以上60分以下 10,000円

\* 接見（弁護士との面会）は、刑事弁護でもっとも重要な活動です。接見について回数を制限することはありません。遠距離移動の場合にのみ日当を頂いております。

⑦ 報酬金

執行猶予付き判決 300,000円

保釈許可 150,000円

\* 保釈許可に対する報酬を、保釈保証金と連動させるのは、依頼者と弁護人の利益が相対立することとなるため、当事務所はそのような報酬体系をとっていません

#### 4 事例 4

居眠り運転をしてしまい、歩行中の高齢者に衝突させたために、被害者の方が亡くなってしまった

逮捕はされなかったものの、事故後に警察署と検察庁から呼び出しを受けた。その後、過失運転致死罪で起訴された。

弁護人に選任され、ご本人と事務所でお打ち合わせをいたしました。

保険会社と連絡を取り合い、保険契約の内容や被害弁償の状況を証拠化しました。被害者のご遺族にお詫びにおうかがいして、その状況を報告書にまとめて証拠化しました。

裁判では、弁護人の準備した証拠が取り調べられ、反省・謝罪・今後の安全運転の決意を適切にお話いただき、執行猶予付きの有罪判決で終わりました。

→ 弁護士報酬 合計 600,000円

#### 内訳

① 着手金

基本 300,000円

② 日当

移動時間片道 30分以内 0円

\* 接見（弁護士との面会）は、刑事弁護でもっとも重要な活動です。接見について回数を制限することはありません。遠距離移動の場合にのみ日当を頂いております。

③ 報酬金

執行猶予付き判決 300,000円



# 黒田特許法律事務所

kuroda patent & law office